

2025年(令和7年)度 海外帰国生徒入学試験C日程(9月入学)の出願資格の変更について



京都外国語大学
Kyoto University of Foreign Studies

京都外国語短期大学
Kyoto Junior College of Foreign Languages

2025年(令和7年)度入試より実施する国際貢献学部グローバルスタディーズ学科のみ対象の「海外帰国生徒入学試験C日程(9月入学)」の出願資格について、入学試験概要「Information 2025」において、高等学校等の卒業(修了)の期限を「2025年9月19日」とすべきところ、「4月入学」同様、「2025年3月31日」になっていましたので、以下のとおり変更します。

【変更前】

日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者(特別永住者を含む)、またはこれに準ずる者(「出入国管理及び難民認定法」別表第二に定める在留資格を有する者)で、日本または外国において学校教育における12年の課程を修了した者、もしくは修了見込みの者で、次の(1)から(5)のいずれかに該当する者で、かつ(6)、(7)のいずれかを満たす者

(1)外国の高等学校(正規の教育制度における教育課程)に1年(1学年)以上継続して在学し、外国の高等学校を2023年4月1日から2025年3月31日までに卒業(修了)した者および卒業(修了)見込みの者

ただし、外国の高等学校卒業がその国の大学入学資格と異なる場合は、政府または州政府等が実施・認定する大学入学資格を有する証明書や合格証明書(政府等の統一試験を含む)などを取得した者および取得見込みの者

(2)外国の高等学校に1年(1学年)以上継続して在学し、日本の高等学校もしくは中等教育学校を2023年4月1日から2025年3月31日までに卒業した者および卒業見込みの者

(3)外国の中学校・高等学校(正規の教育制度における教育課程)に継続して4年以上教育を受け、帰国後、日本の高等学校もしくは中等教育学校を2023年4月1日から2025年3月31日までに卒業した者および卒業見込みの者

(4)外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベルの認定を2023年4月1日から2025年3月31日までに取得した者および取得見込みの者

(5)上記(1)から(4)と同等以上の資格があると本学が認める者

(6)志望する学科の定める語学検定試験の基準のいずれかを満たす者
(2022年4月以降に受験したものに限り)
※基準一覧省略

(7)前項(6)と同等以上と本学が認めた者



【変更後】

日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者(特別永住者を含む)、またはこれに準ずる者(「出入国管理及び難民認定法」別表第二に定める在留資格を有する者)で、日本または外国において学校教育における12年の課程を修了した者、もしくは修了見込みの者で、次の(1)から(5)のいずれかに該当する者で、かつ(6)、(7)のいずれかを満たす者

(1)外国の高等学校(正規の教育制度における教育課程)に1年(1学年)以上継続して在学し、外国の高等学校を2023年4月1日から2025年9月19日までに卒業(修了)した者および卒業(修了)見込みの者

ただし、外国の高等学校卒業がその国の大学入学資格と異なる場合は、政府または州政府等が実施・認定する大学入学資格を有する証明書や合格証明書(政府等の統一試験を含む)などを取得した者および取得見込みの者

(2)外国の高等学校に1年(1学年)以上継続して在学し、日本の高等学校もしくは中等教育学校を2023年4月1日から2025年9月19日までに卒業した者および卒業見込みの者

(3)外国の中学校・高等学校(正規の教育制度における教育課程)に継続して4年以上教育を受け、帰国後、日本の高等学校もしくは中等教育学校を2023年4月1日から2025年9月19日までに卒業した者および卒業見込みの者

(4)外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベルの認定を2023年4月1日から2025年9月19日までに取得した者および取得見込みの者

(5)上記(1)から(4)と同等以上の資格があると本学が認める者

(6)志望する学科の定める語学検定試験の基準のいずれかを満たす者
(2022年4月以降に受験したものに限り)
※基準一覧省略

(7)前項(6)と同等以上と本学が認めた者